



熊本県公報

第13306号
令和6年(2024年)
2月16日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課） 1
- 土砂災害警戒区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（砂防課） 2
- 土砂災害警戒区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・・・（ 〃 ） 3
- 土砂災害警戒区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・・・（ 〃 ） 5
- 土砂災害警戒区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・・・（ 〃 ） 6
- 指定居宅サービス事業者の廃止・・・・・・・・（高齢者支援課） 7
- 指定介護予防サービス事業者の廃止・・・・・・・・（ 〃 ） 7
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・（ 〃 ） 8
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課） 8
- 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 8
- 令和6年度（2024年度）豚熱ワクチン（50頭分）の購
入単価契約に係る一般競争入札の参加資格等・・・・・・・・（畜産課） 8
- あさり資源育成促進区域の指定・・・・・・・・（水産振興課） 9
- 種畜証明書書の交付・・・・・・・・・・・・・・・・（畜産課） 11
- 令和5年度（2023年度）定期種畜検査報告・・・・・・・・（ 〃 ） 12
- 種畜証明書書の書換交付・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 12
- 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課） 12
- 熊本港コンテナターミナルの指定管理者の指定・・・・・・・・（港湾課） 12
- 八代港コンテナターミナルの指定管理者の指定・・・・・・・・（ 〃 ） 13

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出・・・・・・・・（商工振興金融課） 13
- 令和6年度（2024年度）豚熱ワクチン（50頭分）の購
入単価契約に係る一般競争入札の実施・・・・・・・・（畜産課） 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（建築課） 17
- 県営土地改良事業計画の決定・・・・・・・・（農村計画課） 17
- 道路の位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（建築課） 18
- 県営土地改良事業計画の決定・・・・・・・・（農村計画課） 18
- ペールラッパ一式調達に係る落札者の決定・・・・・・・・（管理調達課） 18

登 載 依 頼

- 気象観測設備改修工事に係る条件付き一般競争入札の実施・（熊本県道路公社） 19
- 個人演説会等の施設の指定・・・・・・・・（選挙管理委員会） 25

正 誤

- 令和6年（2024年）1月12日熊本県告示第28号（熊
本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項）
中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（薬務衛生課） 25

告 示

熊本県告示第140号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和6年（2024年）2月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-----|-----------|----|--------------|--------------|-----|
| 一般県道 | 中津道 | 八代市坂本町葉木 | | 3.8 | | 迂回路 |

| | | | | | | |
|--|-----|------------------------------------|---|-----------------|---------|-----|
| | 八代線 | 1158番1地先から 八代市坂本町鎌瀬 24番1地先まで | 前 | ～ 9.5 | 1,691.8 | の設置 |
| | | | 後 | 3.8 ～ 9.5 | 1,691.8 | |
| | | | | 3.2 ～ 9.3 | 1,696.8 | |
| | | | | | | |

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)2月16日

熊本県告示第141号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------------------|----------|---------------------|
| 高塚開拓 | 人吉市木地屋町 人吉市上永野町 | 別図1のとおり | 地滑り |
| 下小野 | 人吉市西大塚町 | 別図2のとおり | 地滑り |
| 桑木津留 | 人吉市東大塚町 | 別図3のとおり | 地滑り |
| 立野 | あさぎり町皆越 | 別図4のとおり | 地滑り |
| 中村 | あさぎり町皆越 | 別図5のとおり | 地滑り |
| 白髪野 | あさぎり町皆越 | 別図6のとおり | 地滑り |
| 野々平 | 水上村岩野 | 別図7のとおり | 地滑り |
| 本野 | 水上村湯山 | 別図8のとおり | 地滑り |
| 八原 | 五木村甲字九折瀬 | 別図9のとおり | 地滑り |
| 毎床 | 球磨村三ヶ浦 | 別図10のとおり | 地滑り |
| 松谷 | 球磨村三ヶ浦 | 別図11のとおり | 地滑り |

(別図1から別図11までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第142号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--|----------|---------------------|
| 松尾原 | 玉名市山田 | 別図1のとおり | 土石流 |
| ウツ木 | 玉名市石貫 | 別図2のとおり | 土石流 |
| 松本 | 玉名市石貫 玉名市富尾 | 別図3のとおり | 土石流 |
| 高倉 | 玉名市月田 玉名市溝上 | 別図4のとおり | 土石流 |
| 稲繁 | 玉名市岱明町開田 | 別図5のとおり | 土石流 |
| 箱崎 | 玉名市岱明町開田 | 別図6のとおり | 土石流 |
| 坂下 | 玉東町上白木 玉東町西安寺 | 別図7のとおり | 土石流 |
| 八立山 | 玉東町西安寺 | 別図8のとおり | 土石流 |
| 北ノ浦 | 南関町関外目 | 別図9のとおり | 土石流 |
| 立山1 | 南関町関外目 | 別図10のとおり | 土石流 |
| 段摺 | 南関町関外目 福岡県みやま市山川町真弓 福岡県みやま市山川町北関 | 別図11のとおり | 土石流 |
| 吉ヶ浦 | 南関町関外目 | 別図12のとおり | 土石流 |

(別図1から別図12までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第143号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|--------|---------|---------------------|-------------------------------|
| 古浦 | 玉名市三ツ川 | 別図1のとおり | 土石流 | 別図1のとおり |
| 本村 | 玉名市三ツ川 | 別図2のとおり | 土石流 | 別図2のとおり |
| 平原1 | 玉名市山田 | 別図3のとおり | 土石流 | 別図3のとおり |

| | | | | |
|------|---------------------------|----------|-----|----------|
| 平原2 | 玉名市山田 | 別図4のとおり | 土石流 | 別図4のとおり |
| 山内 | 玉名市山田 | 別図5のとおり | 土石流 | 別図5のとおり |
| 一ノ瀬 | 玉名市山田 玉名市立願寺 | 別図6のとおり | 土石流 | 別図6のとおり |
| 幅木 | 玉名市石貫 玉名市富尾 | 別図7のとおり | 土石流 | 別図7のとおり |
| 大谷1 | 玉名市南坂門田 | 別図8のとおり | 土石流 | 別図8のとおり |
| 大谷2 | 玉名市南坂門田 玉東町白木 玉東町原倉 | 別図9のとおり | 土石流 | 別図9のとおり |
| 平 | 玉名市天水町立花 | 別図10のとおり | 土石流 | 別図10のとおり |
| 北 | 玉名市天水町小天 | 別図11のとおり | 土石流 | 別図11のとおり |
| 立石 | 玉名市天水町小天 | 別図12のとおり | 土石流 | 別図12のとおり |
| 山川 | 玉東町稲佐 玉名市安楽寺 | 別図13のとおり | 土石流 | 別図13のとおり |
| 大仁田 | 玉東町上木葉 | 別図14のとおり | 土石流 | 別図14のとおり |
| 西ヶ谷 | 玉東町上木葉 | 別図15のとおり | 土石流 | 別図15のとおり |
| 開1 | 玉東町木葉 玉東町山口 | 別図16のとおり | 土石流 | 別図16のとおり |
| 開2 | 玉東町木葉 玉東町山口 | 別図17のとおり | 土石流 | 別図17のとおり |
| 立山2 | 南関町関外目 | 別図18のとおり | 土石流 | 別図18のとおり |
| 西井弥原 | 南関町関町 | 別図19のとおり | 土石流 | 別図19のとおり |
| 本谷 | 南関町関外目 | 別図20のとおり | 土石流 | 別図20のとおり |
| 笛鹿5 | 南関町関東 | 別図21のとおり | 土石流 | 別図21のとおり |
| 笛鹿6 | 南関町関東 | 別図22のとおり | 土石流 | 別図22のとおり |

(別図1から別図22までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第144号

土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|---------|---------------------|
| 川頭川 | 御船町水越 | 別図1のとおり | 土石流 |
| 本坂谷川2 | 甲佐町坂谷 | 別図2のとおり | 土石流 |

(別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|----------------|----------|---------------------|-------------------------------|
| 町川 | 御船町水越 | 別図1のとおり | 土石流 | 別図1のとおり |
| 山内川1 | 御船町水越 | 別図2のとおり | 土石流 | 別図2のとおり |
| 山内川3 | 御船町水越 | 別図3のとおり | 土石流 | 別図3のとおり |
| 山内川2 | 御船町水越 | 別図4のとおり | 土石流 | 別図4のとおり |
| 井料谷 | 甲佐町白旗 | 別図5のとおり | 土石流 | 別図5のとおり |
| 松の尾川 | 甲佐町東寒野 | 別図6のとおり | 土石流 | 別図6のとおり |
| 本坂谷川3 | 甲佐町坂谷 | 別図7のとおり | 土石流 | 別図7のとおり |
| 田畑8 | 御船町水越 | 別図8のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 田畑9 | 御船町水越 | 別図9のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 田畑10 | 御船町水越 | 別図10のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 町19 | 御船町水越 | 別図11のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 明目野2 | 御船町水越 | 別図12のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 赤松5 | 御船町水越 山都町葛原 | 別図13のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 五ヶ瀬6 | 御船町水越 | 別図14のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |

| | | | | |
|-----|-------|----------|---------|----------|
| 古閑6 | 甲佐町白旗 | 別図15のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 西原3 | 甲佐町西原 | 別図16のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |

(別図1から別図16までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第146号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区 域 の 名 称 | 区 域 の 所 在 地 | 区 域 の 表 示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------|-------------|-----------|---------------------|
| 瓜山4 | 御船町御船 | 別図1のとおり | 土石流 |
| 下辺田見9 | 御船町辺田見 | 別図2のとおり | 土石流 |
| 竹の迫4 | 御船町滝尾 | 別図3のとおり | 土石流 |
| 馬立5 | 御船町水越 | 別図4のとおり | 土石流 |

(別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第147号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区 域 の 名 称 | 区 域 の 所 在 地 | 区 域 の 表 示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------|-------------|-----------|---------------------|-------------------------------|
| 下辺田見10 | 御船町滝尾 | 別図1のとおり | 土石流 | 別図1のとおり |
| 田迎5 | 御船町滝尾 | 別図2のとおり | 土石流 | 別図2のとおり |
| 玉虫8 | 御船町滝尾 | 別図3のとおり | 土石流 | 別図3のとおり |
| 横尾11 | 御船町滝尾 | 別図4のとおり | 土石流 | 別図4のとおり |
| 上梅木11 | 御船町滝尾 | 別図5のとおり | 土石流 | 別図5のとおり |
| 粒麦5 | 御船町水越 | 別図6のとおり | 土石流 | 別図6のとおり |

| | | | | |
|------|----------------|----------|---------|----------|
| 粒麦6 | 御船町水越 | 別図7のとおり | 土石流 | 別図7のとおり |
| 町20 | 御船町水越 | 別図8のとおり | 土石流 | 別図8のとおり |
| 町21 | 御船町水越 | 別図9のとおり | 土石流 | 別図9のとおり |
| 庄溝田川 | 御船町水越 | 別図10のとおり | 土石流 | 別図10のとおり |
| 姫椿7 | 御船町水越 | 別図11のとおり | 土石流 | 別図11のとおり |
| 赤松川 | 御船町水越 | 別図12のとおり | 土石流 | 別図12のとおり |
| 竹の迫5 | 御船町滝尾 | 別図13のとおり | 土石流 | 別図13のとおり |
| 粒麦4 | 御船町水越 | 別図14のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 瓜山3 | 御船町滝川 甲佐町白旗 | 別図15のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 玉虫7 | 御船町滝尾 | 別図16のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |

(別図1から別図16までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第148号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止届受理年月日 | サービスの種類 |
|-------------|------------------|-------------------|-------------------|---------|
| 株式会社キミシマ | 未来ケアセンター | 熊本県水俣市大園町一丁目3番3号 | 令和5年(2023年)12月4日 | 訪問介護 |
| 医療法人博真会 | デイサービスセンター ほのか | 熊本県八代市古閑中町1386番地1 | 令和5年(2023年)12月22日 | 通所介護 |
| 株式会社シーヒューマン | アンビー合志訪問看護ステーション | 熊本県合志市竹迫2290-3 | 令和5年(2023年)12月25日 | 訪問看護 |
| 株式会社シーヒューマン | アンビー合志訪問介護ステーション | 熊本県合志市竹迫2290-3 | 令和5年(2023年)12月25日 | 訪問介護 |
| 株式会社弘プラン | 訪問看護ステーションむすび | 熊本県上益城郡益城町古閑511 | 令和5年(2023年)12月28日 | 訪問看護 |

熊本県告示第149号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止届受理年月日 | サービスの種類 |
|------------|--------|---------|----------|---------|
|------------|--------|---------|----------|---------|

| | | | | |
|-------------|------------------|-----------------|-------------------|----------|
| は氏名 | | | 月日 | 類 |
| 株式会社シーヒューマン | アンビー合志訪問看護ステーション | 熊本県合志市竹迫2290-3 | 令和5年(2023年)12月25日 | 介護予防訪問看護 |
| 株式会社弘プラン | 訪問看護ステーションむすび | 熊本県上益城郡益城町古閑511 | 令和5年(2023年)12月28日 | 介護予防訪問看護 |

熊本県告示第150号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和6年(2024年)2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-------------------|------------------|------------------|---------|
| 有限会社ベストライフ | ケアライフ菊陽デイサービスセンター | 菊池郡菊陽町花立1丁目5番30号 | 令和6年(2024年)2月12日 | 通所介護 |

熊本県告示第151号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和6年(2024年)2月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年(2024年)2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|----|------------------|------------------|--------|
| 主要地方道 | 人吉水保線 | 人吉市中神町字大柿字内角 473番3地先から 球磨郡球磨村大字三ヶ浦甲字 助川 292番4地先まで | 前 | 0.0 ～ 0.0 | 0.0 564.5 | 災害復旧工事 |
| | | | 後 | 7.5 ～ 49.2 | | |

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)2月16日

熊本県告示第152号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年(2024年)2月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年(2024年)2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|--------|---|--------------|---------------|
| 主要地方道 | 竹田五ヶ瀬線 | 阿蘇郡高森町大字津留字井ノ上 2669番1地先から 阿蘇郡高森町大字津留字中畑 2392番1地先まで | 72.4 | 活力創出 基盤交付金 |

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)2月16日

熊本県告示第153号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される特定契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年（2024年）2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称

令和6年度（2024年度）豚熱ワクチン（50頭分）

(2) 契約の種類

単価契約

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格申請書の受付期間

公告の日から令和6年（2024年）3月12日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続き

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年（2025年）9月1日から令和7年（2025年）10月31日（熊本県の休日等を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第154号

熊本県産あさりを守り育てる条例（令和4年熊本県条例第27号）第14条第1項の規定によりあさり資源育成促進区域として次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。

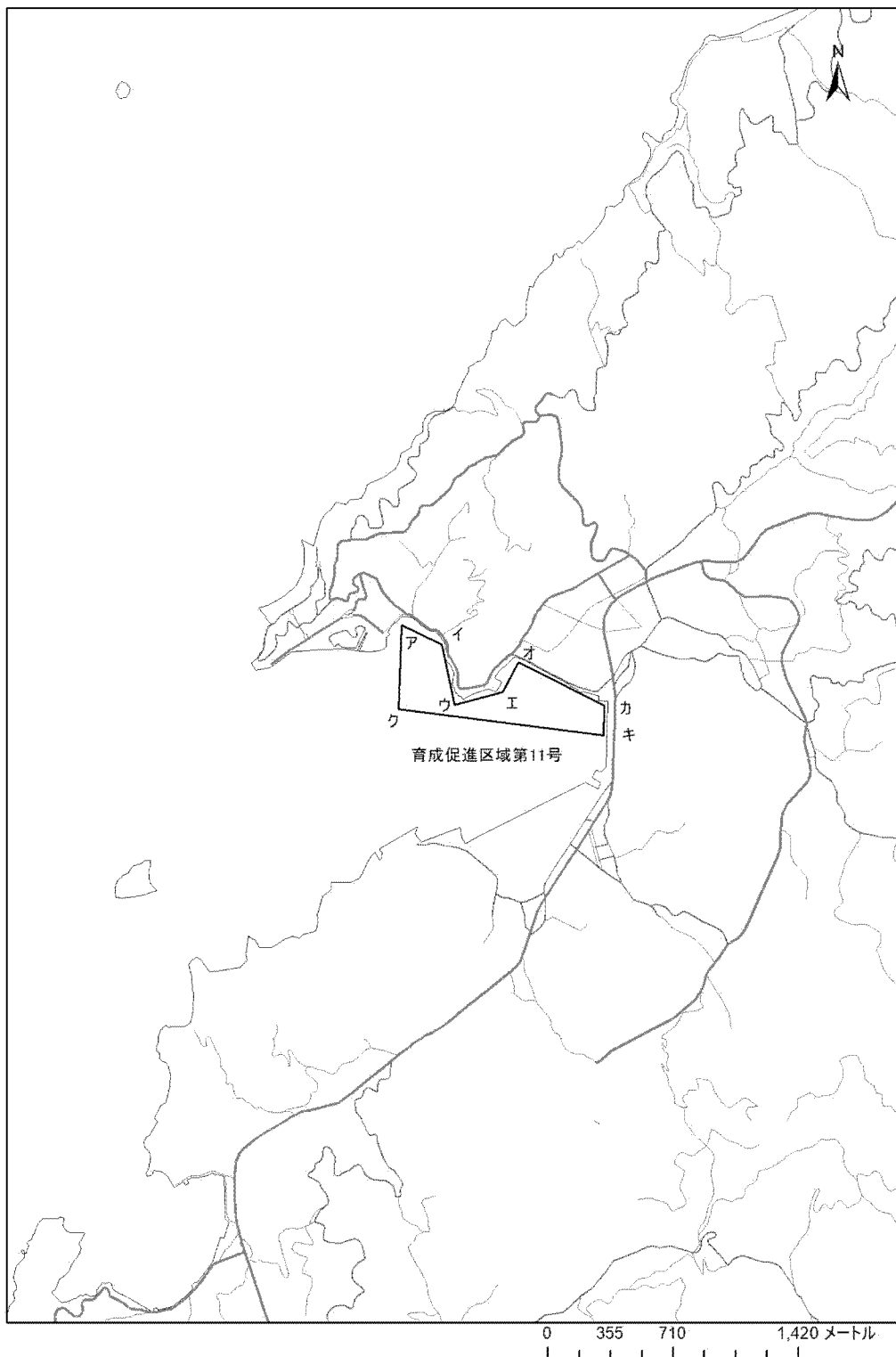
令和6年（2024年）2月16日

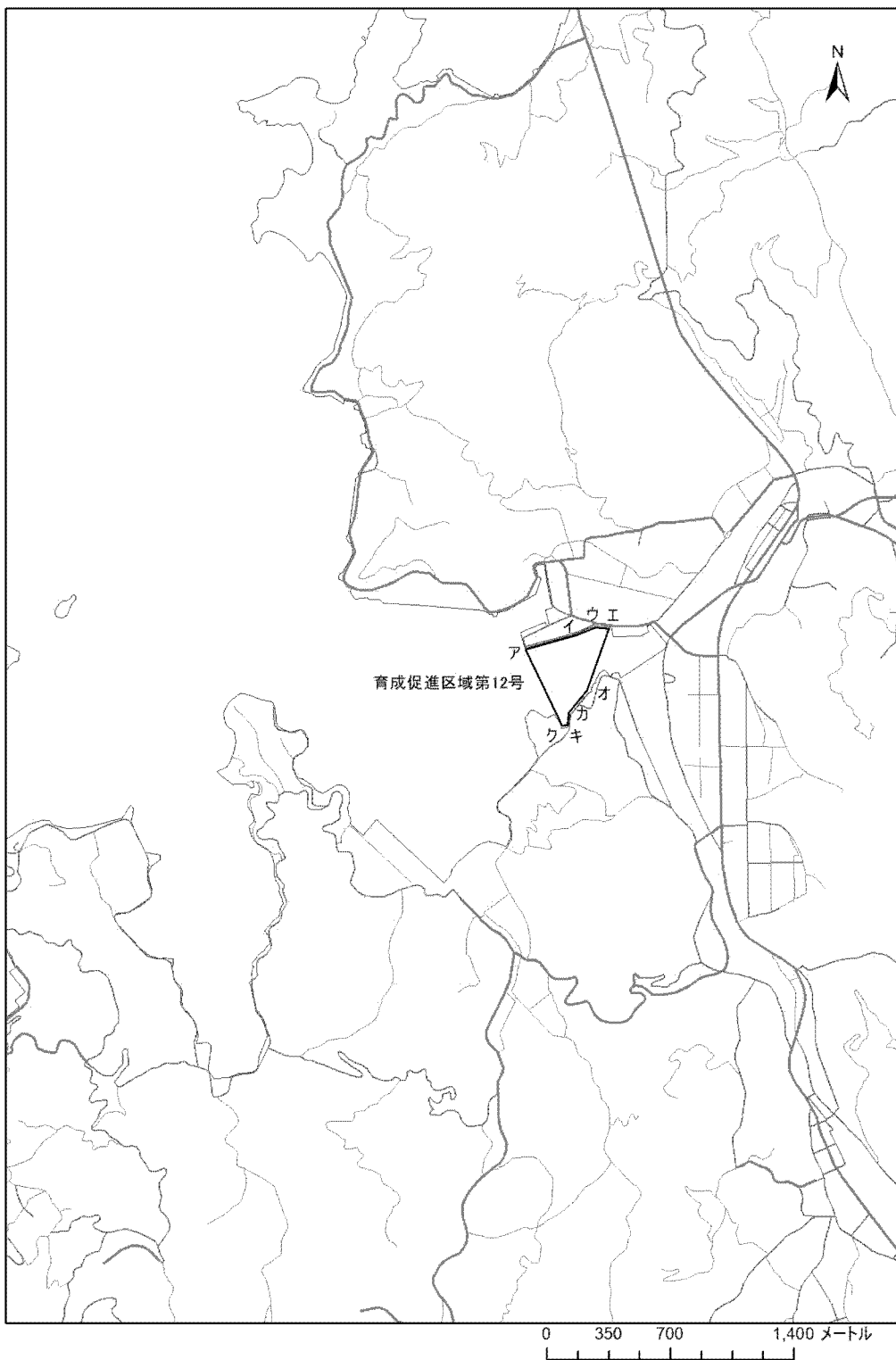
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 指定番号 | 区 域 |
|----------------|---|
| 育成促進区域 第11号 | 次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ア 北緯32度21分43.2秒、東経130度29分42.7秒 イ 北緯32度21分39.6秒、東経130度29分51.4秒 ウ 北緯32度21分28.6秒、東経130度29分54.2秒 エ 北緯32度21分30.9秒、東経130度30分4.6秒 オ 北緯32度21分36.5秒、東経130度30分8.1秒 カ 北緯32度21分28.6秒、東経130度30分26.7秒 キ 北緯32度21分23.1秒、東経130度30分26.6秒 ク 北緯32度21分27.7秒、東経130度29分42.1秒 |
| 育成促進区域 第12号 | 次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ア 北緯32度17分55.4秒、東経130度28分57.0秒 イ 北緯32度17分58.1秒、東経130度29分7.7秒 |

| | |
|---|------------------------------|
| ウ | 北緯32度17分59.6秒、東経130度29分12.1秒 |
| エ | 北緯32度17分59.3秒、東経130度29分15.0秒 |
| オ | 北緯32度17分48.0秒、東経130度29分10.3秒 |
| カ | 北緯32度17分43.8秒、東経130度29分6.4秒 |
| キ | 北緯32度17分41.6秒、東経130度29分6.1秒 |
| ク | 北緯32度17分41.5秒、東経130度29分4.9秒 |

区域図





熊本県告示第155号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 検査日 | 種畜証明書 番号 | 種畜の名号 | 品種 | 検査 成績 | 飼養者 | 検査 場所 |
|-----|-------------|-------|----|----------|-----|----------|
|-----|-------------|-------|----|----------|-----|----------|

| | | | | | | |
|--------------------------------|-------------|------------|------|----|--------------|-----|
| 令和6年 (2024年) 2月1日 (木) | 11650482215 | 矢岳 2 2 7 8 | 黒毛和種 | 2級 | 株式会社 矢岳牧場 | 人吉市 |
| | 11650483014 | 矢岳 2 3 0 8 | | | | |

熊本県告示第156号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 検査日 | 種畜証明書番号 | 頭数 | 畜種 | 検査成績 | 飼養者 |
|---------------|-------------|----|-----|------|----------------------------|
| 12月18日 (月) | 11368598598 | 2頭 | 肉用牛 | 2級 | 独立行政法人 家畜改良セン ター熊本牧場 |
| | 11368598642 | | | | |

熊本県告示第157号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 証明書番号 | 申請の事由 | 変更後 | 変更前 |
|-------------|------------------------------|--|-------------------------------------|
| 11564120340 | 種畜の飼養者の 住所及び氏名又 は名称の変更 | 球磨郡球磨村一勝地丁 1512-1 株式会社カミチクファーム 譲葉牧場 | 鹿児島県伊佐市菱刈荒田 1853番地 株式会社 古城種畜場 |

熊本県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年（2024年）2月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|--------------|-------------------|
| 一般県道 | 瀬田熊本線 | 菊池郡大津町大字錦野字前田 97番1地先から 同所 99番1地先まで | 30.0 | 活力創出 基盤交付 金 |
| | | 菊池郡大津町大字錦野字前田 102番2地先から 同所 119番地先まで | 51.8 | |

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）2月16日**熊本県告示第159号**

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第16条第1項の規定により熊本港コンテナターミナルの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | 指定の期間 |
|-------|-----------|-------|
|-------|-----------|-------|

| | | | |
|--------------|---------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| | 所在地 | 名称及び代表者 | |
| 熊本港コンテナターミナル | 熊本市西区新港二丁目2番地 | くまもとファズ株式会社 代表取締役社長 中富恭男 | 令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで |

熊本県告示第160号

熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)第16条第1項の規定により八代港コンテナターミナルの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年(2024年)2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

| | | | |
|--------------|-------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 施設の名称 | 指定管理者 | | 指定の期間 |
| | 所在地 | 名称及び代表者 | |
| 八代港コンテナターミナル | 八代市毘舎丸町1番3号 | 松木運輸株式会社 代表取締役社長 尾坂大介 | 令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで |

公 告

熊本県公告第104号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年(2024年)2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ小国店
阿蘇郡南小国町大字赤馬場字檜皮原1283番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

| | |
|-----------------------------|------------------|
| 名称及び代表者の氏名 | 住 所 |
| 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬 | 福岡県朝倉市一木1148番地の1 |

- 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

| | |
|-----------------------------|------------------|
| 名称及び代表者の氏名 | 住 所 |
| 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬 | 福岡県朝倉市一木1148番地の1 |

- 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年(2024年)9月30日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,720平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 68台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 5台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 30平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物敷地北側 9.20立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- 2 箇所 建物敷地東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 8 届出年月日
令和6年(2024年)1月29日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課
令和6年(2024年)2月16日から令和6年(2024年)6月16日まで
- 10 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)6月16日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第105号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称
令和6年度(2024年度)豚熱ワクチン(50頭分)
 - (2) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県農林水産部生産経営局畜産課衛生防疫班(熊本県庁行政棟本館8階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 契約の種類
単価契約
 - (5) 調達物品の内容
令和6年度(2024年度)豚熱ワクチン(50頭分)の購入単価契約仕様書(以下「仕様書」という。)による。
 - (6) 納入期間
契約締結日から令和7年(2025年)3月7日(金)まで
 - (7) 物品納入場所
熊本県中央家畜保健衛生所(熊本市南区城南町沈目1666-1)
熊本県城北家畜保健衛生所(山鹿市鹿本町御宇田198-5)
熊本県阿蘇家畜保健衛生所(阿蘇市一の宮町宮地2639-1)
熊本県城南家畜保健衛生所(人吉市蟹作町1237-1)
熊本県天草家畜保健衛生所(天草市本渡町本戸馬場1706-3)
 - (8) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (9) 入札金額
入札金額は、仕様書に記載する契約物品の1本当たりの単価とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
 - (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
 - (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。この資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要などときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
 公告の日から令和6年(2024年)3月12日(火)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
 イの場合、アの受付期間内に必着とする。持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 販売業の許可
 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定める動物用医薬品販売業の許可を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。
- (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、競争入札参加資格確認申請書をPDF形式で、電子入札システムにより提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、競争入札参加資格確認申請書を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から令和6年(2024年)3月21日(木)午後5時まで
- (4) 提出先
 1 (3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
 1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)3月21日(木)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)4月4日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
 ア 電子入札による入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から、令和6年(2024年)4月3日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 令和6年(2024年)4月4日(木)午前10時
 (イ) 場所 1(3)の入札担当部局
 (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただ

し、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)4月3日(水)(必
 着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付に
 おいては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書する
 とともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒
 の中に入札書を入れたこと。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再
 入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入
 札書を入れること。

- (4) 開札の方法及び日時等
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札に
 よる入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵
 送により入札書を提出した場合は、等これらが立ち会えない場合は、当該入札の執行
 事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入
 札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電
 子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け
 たときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。及び書面により入札書
 を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換
 え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったこと
 が判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入
 札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない
 入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない
 者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

- (7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれ
 かに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部
 局に申し出ることは入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金
 額錯誤届の提出とは4(3)の電子入札システムによる入札期間とする。

1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容につ
 いて事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該
 入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

- (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に
 執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、
 又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により
 作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす
 る。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、
 電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (10) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
 要

- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本
 県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した
 日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号
 に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項
 の規定により、契約金額(1本当たりの単価)に年間購入予定数量(13,828本)
 を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、
 契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることが
 き、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することが

できる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(2) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。

熊本県農林水産部生産経営局畜産課衛生防疫班

電話番号 096-333-2402

ファックス番号 096-381-7611

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

The contract of unit price for classical swine fever vaccines

(2) Date and Place for tender

Date: April 4, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Livestock Division, Production Management Bureau, Department of
agriculture, Forestry and Fisheries

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone:096-333-2402

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第106号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市御代志字松ノ本1665番393

332.42平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

熊本市中央区本山四丁目11番16-2号

出田 諒

出田 朱那

熊本県公告第107号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営第四阿蘇地区土地改良事業(暗渠排水)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供す

る。
この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和6年(2024年)2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営第四阿蘇地区土地改良事業(暗渠排水)計画書の写し
- 縦覧期間
令和6年(2024年)2月19日から令和6年(2024年)3月18日まで
- 縦覧場所
阿蘇市役所、南阿蘇村役場

熊本県公告第108号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和6年(2024年)2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 築造者の住所 菊池市七城町砂田2167番地
- 築造者の氏名 増永光俊
- 道路の位置 菊池市広瀬字花房625番50及び同625番229
- 道路の幅員 4.01メートルから5.02メートルまで
- 道路の延長 70.77メートル
- 指定年月日 令和6年(2024年)1月30日
- 指定番号 熊本県指令北景建第315号

熊本県公告第109号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営久重南地区土地改良事業(区画整理)の計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和6年(2024年)2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営久重南地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 縦覧期間
令和6年(2024年)2月19日から令和6年(2024年)3月18日まで
- 縦覧場所
南関町役場

熊本県公告第110号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年(2024年)2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る物品等の名称及び数量
ベールラッパー 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
令和5年(2023年)12月8日
- 落札者の氏名及び住所
熊本県経済農業協同組合連合会
熊本市中央区南千反畑町3-1
- 落札金額
23,760,000円(うち消費税及び地方消費税の額2,160,000円)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年(2023年)10月27日

登載依頼

熊本県道路公社公告第4号

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。
令和6年(2024年)2月16日

熊本県道路公社 理事長 村上 義幸

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 松有道R05一工06号
- (2) 工事名 気象観測設備改修工事
- (3) 工事場所 上天草市松島町地内(松島有料道路)
- (4) 工事概要 気象観測装置改修 1式
遠方監視設備改修 1式
撤去工 1式
- (5) 工期 令和7年(2025年)3月18日まで(余裕期間180日間を含む)
- (6) 予定価格 46,820,400円(入札書比較価格42,564,000円)
- (7) その他

ア 本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象案件である。指定期日までに技術申請書の提出がない者は、入札してはならず、技術申請書を提出せずに行った者の入札は無効とする。

イ 本工事は、総合評価落札方式に係る自己採点型の適用案件である。

ウ この入札は、書面による入札である。

エ この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札である。

オ この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び失格判断の対象となる基準価格を設けている。

カ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に定める対象建設工事である。

キ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。

ク 本工事は、週休2日試行工事の対象工事であり、入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。

入札に当たっては、「4週8休」の実施予定の有無に関わらず、「4週8休」の実施を前提とした積算により応札すること。

受注者は、工事着手前日までに週休2日の実施の意向について、書面で監督員と協議を行うこと。

なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

ケ 1) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を認める。特例監理技術者の配置を行う場合には、「建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて(熊本県土木部長通知)(令和3年(2021年)8月23日付け監第377号)」の1.に記載している要件を満たさなければならない。

2) 特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、前項に記載の通知における別添様式(特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項)を提出すること。

コ この工事は、余裕期間180日間を設けており、受注者が契約時に、余裕期間の範囲内で工事の始期を選定する「任意着手方式」としている。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

事後審査型一般競争入札公告共通事項書・熊本県道路公社所管工事(以下「共通事項書」という。)第3に定める条件を満たす者で、さらに競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件を全て満たす者であること。

| | |
|---------------------------|--|
| 建設工事の種類 | 電気通信工事 |
| 熊本県における格付等級又は経営事項審査の総合評定値 | 電気通信工事の総合評定値が700点以上。 ただし、平成17年熊本県告示第380号による特例措置を受けている者については加算後の総合評定値。 |
| 営業所の所在地 | 九州地域内に営業所を有すること。 |
| 設計業務等の受 | 次に掲げる、本工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と |

| | | |
|-----------------|---|---|
| 託者との関連 | 資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 受託者名：株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 本店所在地：東京都渋谷区本町3丁目12番1号 | |
| 経営事項審査の審査基準日の期間 | 令和4年(2022年)8月6日から令和6年(2024年)3月5日まで | |
| 施工実績に関する事項 | 平成21年度(2009年度)以降、元請けとして国内において完成した公共工事の電気通信工事で、気象観測装置または遠方監視制御装置の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。) | |
| 配置予定技術者に関する事項 | 以下の条件を全て満たす技術者を本工事に配置できること。 なお、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に該当する場合は、当該技術者を本工事の現場に専任で配置しなければならない。 | |
| | 施工経験 | 平成21年度(2009年度)以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者。 |
| | 資格等 | 電気通信工事に關し、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者(主任技術者となる資格を有する者)又は電気工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者(監理技術者となる資格を有する者)。 ただし、下請代金の合計額が4,500万円以上となる場合は、電気通信工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置する必要がある。 |
| | その他 | 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上)にある者。 |

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア) 総合評価は、技術申請書が提出された者に標準点89点を与え、それに技術評価における技術評価項目ごとの得点の合計点である加算点(11点満点)及び施工体制評価点(30点満点)を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値(以下「評価値」という。)をもって行う。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点(標準点+加算点+施工体制評価点)}}{\text{入札価格}}$$

イ) 施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒヤリングを実施する。ただし、入札価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領(平成16年熊本県告示第331号。以下「低入札価格調査実施要領」という。)に定める低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒヤリングを省略する場合がある。
また、入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒヤリングのための追加資料の提出を求める。

① 施工体制に係る審査方法の通知

- ・期日 令和6年(2024年)3月6日(水)
- ・方法 ヒヤリングを行う場合は、ファクシミリにより審査方法を通知する。

② ヒヤリングのための追加資料の提出

- ・期間 施工体制に係る審査方法の通知の日から令和6年(2024年)3月11日(月)午後5時まで
- ・方法 追加資料の提出(2部)を求めた場合は、4の入札・契約担当課に持参すること。

③ 施工体制確認のためのヒヤリング

- ・期日 令和6年(2024年)3月27日(水)
- ・方法 ヒヤリングを行う場合は、説明者は、熊本県道路公社松島道路管理事務所に来所し説明を行うこと。
なお、説明者、詳細な日時及び場所は①により通知する。

(2) 評価に関する基準

(1)の加算点の評価項目、評価基準及び得点配分は、(別添)評価に関する基

準のとおりとする。

4 入札等担当課

| 区 分 | 担当課 | 電話番号等 | 住 所 |
|--------------|-------|--|---|
| 入札・契約 担当 | 総務課 | T E L 0 9 6 4 - 2 8 - 3 3 1 0 F A X 0 9 6 4 - 2 7 - 4 8 8 4 | 〒861-4214 熊本市南区城南町舞原 字東194番地（一般 財団法人 熊本県建設 技術センター内） |
| 技術担当 監督担当 | 有料道路課 | T E L 0 9 6 9 - 2 8 - 3 3 3 1 F A X 0 9 6 9 - 2 8 - 3 3 3 5 | 〒861-6102 熊本県上天草市松島町 合津5964-4（松 島道路管理事務所内） |

5 提出書類

- (1) 競争参加資格確認申請書等として次に掲げる書類を提出すること。
- ア 共通事項書第4の1の(1) ※別記様式1を使用すること。
 - イ 共通事項書第4の1の(2) ※2の営業所の所在地が熊本県以外の場合
 - ウ 共通事項書第4の1の(3)
 - エ 共通事項書第4の1の(4) ※別記様式2を使用すること。
 - オ 共通事項書第4の1の(5) ※別記様式3を使用すること。
 - カ 共通事項書第4の1の(6) ※配置予定技術者が施工中の他の工事に従事して
いる場合別記様式3の2を使用すること。
 - キ 共通事項書第4の1の(7) ※別記様式4を使用すること。
- (2) 総合評価落札方式に関する技術申請書として次に掲げる書類を提出すること。
- ア 共通事項書第4の1の(8) ※別記様式5～8を使用すること。

6 入札日程

| 入札手続 等 | 期間・期日等 | 場所・留意事項等 |
|-----------------------------|---|---|
| 設計図書 の閲覧及 び配付 | 令和6年(2024年)2月16日(金)から 令和6年(2024年)3月5日(火)まで | 4の技術担当課。 熊本県道路公社のホ ームページに掲載す る。 |
| 質問書の 提出 | 令和6年(2024年)2月16日(金)から 令和6年(2024年)2月27日(火)まで | 4の入札・契約担当 課。持参又は郵送 (書留郵便)による こと(必着)。 |
| 質問に対 する回答 の閲覧 | 質問書を受理した日の翌日から起算して2日以 内の日から令和6年(2024年)2月29日 (木)まで | 4の技術担当課。 熊本県道路公社のホ ームページに掲載す る。 |
| 技術申請 書の資料 提出 | 入札公告した日の翌日から令和6年(2024 年)3月5日(火)まで | 4の入札・契約担当 課。持参又は郵送 (書留郵便)による こと(必着)。 |
| 競争参加 資格確認 申請書等 の提出 | 入札公告した日の翌日から令和6年(2024 年)3月5日(火)まで | 4の入札・契約担当 課。持参又は郵送 (書留郵便)による こと(必着)。 |
| 入札及び 開札の場 所 | 熊本市南区城南町舞原字東194番地 一般財団法人 熊本県建設技術センター 大研 修室 | 持参による。 |
| 入札及び 開札の日 | 令和6年(2024年)3月6日(水)午前1 0時00分 | |

| | | |
|-------------------------------------|--|--------------------|
| 時 | | |
| 落札者決定通知 | 令和6年(2024年)3月14日(木)(予定) 【施工体制確認が必要となった場合】 令和6年(2024年)3月29日(金)(予定) 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和6年(2024年)4月11日(木)(予定) | 書面による。 |
| 競争参加資格がないと認められた理由、落札者とならなかった理由の説明要求 | 令和6年(2024年)3月22日(金)まで(予定) 【施工体制確認が必要となった場合】 令和6年(2024年)4月5日(金)まで(予定) 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和6年(2024年)4月18日(木)まで(予定) | 4の入札・契約担当課へ持参すること。 |
| 上記要求に対する回答 | 令和6年(2024年)3月29日(金)まで(予定) 【施工体制確認が必要となった場合】 令和6年(2024年)4月12日(金)まで(予定) 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和6年(2024年)4月25日(木)まで(予定) | 書面による。 |

7 その他

- (1) 入札者が1者のときでも、この入札を取りやめない。
- (2) この入札は、競争参加資格確認申請書を公告に示す期間までに郵送(書留郵便に限る。)又は持参により受付け、入札後落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札であり、競争参加資格確認申請書を期限までに適切に提出しない者は、落札者として決定されない場合があるため、入札公告及び共通事項書に留意すること。また、技術申請書及び競争参加資格確認申請書に添付する書類が同一であってもそれぞれ申請書ごとに添付して提出すること。
- (3) 熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領(令和4年熊本県告示第285号)及び熊本県建設工事低入札価格調査実施要領(令和4年熊本県告示第286号)により、低入札価格調査制度と最低制限価格制度の適用区分及び低入札価格調査制度における失格判断基準価格の算定方法が改定されているので留意すること。
- (4) その他の事項については、熊本県道路公社ホームページに掲載する共通事項書に示すとおりとする。

(別添)評価に関する基準(自己採点表)
【通常工事】
様式10 評価に関する基準(簡易型1) 松有道R05-U08号 気象観測設備改修工事

| 評価項目 | 評価内容 | 評価基準 | 配点 | 自己採点 (点/企業) | 得点 | |
|-------------|--------------------------------|---|--|---|-----------------------|----------|
| 企業の評価 | 同種工事の施工実績 | 国(※1)、熊本県、熊本県道路公社又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成25年度(2013年度)以降(※3)に元請けとして完成した「電気通信設備工事(※4)」の施工実績(評価する工事は、2件とする。) | ・国、熊本県又は熊本県道路公社発注工事は、1件につき0.5点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.25点。 | 1.0点 0.75点 0.5点 0.25点 0.0点 | 1/1.00点 | |
| | 当該工事と同一許可業種の工事成績評定点の平均点 | 熊本県(※5)発注工事で過去5年間(※6)に元請けとして完成した「電気通信工事」の工事成績評定点の平均点(※7) | 83点以上 74~82点 73点以下、又は実績なし | 1.5点 0.15点~1.35点 0.0点 | 1/1.5点 | |
| | 優良工事等表彰の有無 | 国土交通省又は熊本県発注工事で平成30年度(2018年度)以降(※8)における優良工事等表彰の実績 | 当該工事と同種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 当該工事と同種(※9)の優良工事等表彰の実績なし 上記に該当しない | 0.5点 0.25点 0.0点 | 1/0.5点 | |
| | 地域精通度 | 建設業法上の主たる営業所の所在地 | 熊本県内 上記に該当しない | 0.5点 0.0点 | 1/0.5点 | |
| | 地域貢献度 | 熊本県内における過去2年間(※10)の災害支援活動の実績、又は過去2年間(※10)の社会貢献活動の実績 | 災害支援活動の実績、又は単独での社会貢献活動の実績あり 団体での社会貢献活動の実績あり 双方の活動の実績なし | 0.5点 0.25点 0.0点 | 1/1.5点 | |
| | | 熊本県内における工場の有無または事業所(県内在住の正社員20人以上)の有無 | 工場有りまたは事業所(正社員20人以上)あり 上記に該当しない | 0.5点 0.0点 | | |
| | | 全ての1次下請が県内企業(※12)、又は県内企業による全て自社施工 | 全ての1次下請が県内企業、又は県内企業による全て自社施工 上記に該当しない | 0.5点 0.0点 | | |
| | 小計(企業実績等) | | | | | 1/5.00点 |
| | 補正率 | | 5点/小計点 | | | 5/5 |
| | 補正後の得点(企業実績等) | | 加算点×補正率=(小数第3位を四捨五入) | | | 1/5.00点 |
| 働き方改革への取り組み | 本工事で週休2日を実施する | 現場閉所型の4週8休(※13)を実施する 上記に該当しない | 0.5点 0.0点 | | 1/0.5点 | |
| 小計(企業) | | | | | 1/5.50点 | |
| 配置予定技術者の評価 | 配置予定技術者の資格 | 「1級電気通信工事施工管理技士、又は技術士(電気電子部門)」の資格取得者の取得後経過年数を評価 | 指定資格取得後5年以上 指定資格取得後5年未満 指定資格未取得 | 1.0点 0.5点 0.0点 | 1/1.0点 | |
| | 優良工事等表彰の技術者表彰の有無 | 国土交通省又は熊本県発注工事で平成30年度(2018年度)以降(※8)における優良工事等技術者表彰の実績 | 当該工事と同種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 当該工事と同種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績なし 上記に該当しない | 0.5点 0.25点 0.0点 | 1/0.5点 | |
| | 主任(監理)技術者、又は現場代理人としての同種工事の施工経験 | 国(※1)、熊本県、熊本県道路公社又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成25年度(2013年度)以降(※3)に元請けとして完成した「電気通信設備工事(※4)」の施工経験(評価する工事は、2件とする。) | ・国、熊本県又は熊本県道路公社発注工事は、1件につき0.5点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.25点。 | 1.0点 0.75点 0.5点 0.25点 0.0点 | 1/1.00点 | |
| | | 国(※1)又は熊本県発注工事で、平成30年度(2018年度)以降(※8)に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事し、完成した「電気通信工事」の工事成績評定点(※15)(評価する工事は、1件とする。) | 83点以上 74~82点 73点以下、又は実績なし | 1.5点 0.15点~1.35点 0.0点 | 1/1.5点 | |
| | | 継続教育の取得状況 | 過去3年間(※16)に取得した建設系CPD協議会加盟団体の単位取得数 | 20ユニット(単位)以上 10~19ユニット(単位) 0~9ユニット(単位) | 0.5点 0.25点 0.0点 | 1/0.50点 |
| | | 若手技術者の追加配置 | 当工事における若手技術者(主任(監理)技術者以外)の追加配置(ただし、40歳未満の者で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(※17)に限る。) | 現場代理人として配置する 全工種に従事する担当技術者として配置する 配置しない | 0.5点 0.25点 0.0点 | 1/0.50点 |
| | 小計(技術者) | | | | | 1/5.00点 |
| | 補正率 | | 5点/小計点 | | | 5/5 |
| | 補正後の得点(技術者) | | 加算点×補正率=(小数第3位を四捨五入) | | | 1/5.00点 |
| | 合計 | | | | | 1/10.50点 |

語句の定義

(※1) 国：独立行政法人、日本下水道事業団を含む。
(※2) 熊本県内市町村：特別地方公共団体を含む。
(※3) 平成25年度(2013年度)以降：平成25年(2013年)4月1日から入札公告日までの間。
(※4) 電気通信設備工事：請負額500万円以上の電気通信工事で施工した気象観測装置工事または遠方監視制御装置工事。
(※5) 熊本県：熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局及び県警本部。
(※6) 過去5年間：平成30年(2018年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間。
(※7) 「電気通信工事」の工事成績評定点の平均点：同一許可業種で、請負額500万円を超える工事を対象として計算し、小数第1位を四捨五入して整数止めとする。
(※8) 平成30年度(2018年度)以降：平成30年(2018年)4月1日から入札公告日までの間。
(※9) 同種、異種：建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類。
(※10) 過去2年間：令和3年(2021年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間。
*※11 業産資料：一般競争入札公告共通事項書に示すとおり。
(※12) 県内企業：県内に主たる営業所を有する建設業者。
(※13) 現場閉所型の4週8休：現場閉所型では現場閉所率28.5%以上、交替制では平均休日率28.5%以上。
*※14 ICT活用工事(〇〇工)：熊本県土木部ICT活用工事(〇〇工)執行要領による。
(※15) 「電気通信工事」の工事成績評定点：同一許可業種で、請負額500万円以上の工事。
(※16) 過去3年間：令和2年(2020年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間。
(※17) 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者：競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上雇用関係にある者。

| 工事成績評定点 | 配点(企業) | 配点(技術者) |
|---------|--------|---------|
| 83点以上 | 1.50点 | 1.50点 |
| 82点 | 1.35点 | 1.35点 |
| 81点 | 1.20点 | 1.20点 |
| 80点 | 1.05点 | 1.05点 |
| 79点 | 0.90点 | 0.90点 |
| 78点 | 0.75点 | 0.75点 |
| 77点 | 0.60点 | 0.60点 |
| 76点 | 0.45点 | 0.45点 |
| 75点 | 0.30点 | 0.30点 |
| 74点 | 0.15点 | 0.15点 |
| 73点以下 | 0.00点 | 0.00点 |

※配点は【満点×(工事成績評定点-73点)÷10】により計算し、小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。

| | | | |
|-----------|---|-------|---------|
| 品質確保の実効性 | 工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 | 15.0点 | /15.0点 |
| | 工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を 確実に実現できると認められる場合 | 5.0点 | |
| | その他 | 0.0点 | |
| 施工体制評価 | 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 | 15.0点 | /15.0点 |
| | 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 | 5.0点 | |
| | その他 | 0.0点 | |
| 小計(施工体制) | | | /30.00点 |
| 施工体制評価点合計 | | | /30.00点 |

(別記様式) (特例監理技術者の配置を認める場合)

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

【工事名：気象観測設備改修工事】

(会社名)

| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 特例監理技術者の配置を予定している。 |
| <input type="checkbox"/> | (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 |
| <input type="checkbox"/> | (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 |
| <input type="checkbox"/> | (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 |
| <input type="checkbox"/> | (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、当該工事を含め同時に2件までとする。 |
| <input type="checkbox"/> | (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、同一振興局管内、又は振興局を跨ぐ場合には工事箇所相互の間隔が10km程度の近接した工事であること(県内工事に限る)。 |
| <input type="checkbox"/> | (6) 単体企業で受注している工事であること。 |
| <input type="checkbox"/> | (7) 低入札価格調査基準価格未満で入札したことによる低入札価格調査対象工事でないこと。 |
| <input type="checkbox"/> | (8) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。 |
| <input type="checkbox"/> | (9) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 |
| <input type="checkbox"/> | (10) 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。 |
| <input type="checkbox"/> | (11) 県発注工事と国及び県内の市町村が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること。 |
| <input type="checkbox"/> | (12) 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること。 |
| <input type="checkbox"/> | 上記項目を全て満たしていること。 |

※レまたは■を記載すること

※入札時点で特例監理技術者の配置を検討している場合、競争参加資格確認申請時は本様式のみ提出(各要件を確認するための提出書類の添付は不要)とし、各要件を確認するための提出書類は落札決定後に提出すること。

※契約後、特例監理技術者の配置を行う場合には、本様式と各要件を確認するための提出書類を併せて提出すること。

熊本県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき個人演説会等の施設として新たに次の施設を指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年（2024年）2月16日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

| 市町村名 | 施設の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------|----------------|------------------|------------------|
| 熊本市 | 大江地域コミュニティセンター | 熊本市中央区大江5丁目12番8号 | 令和6年（2024年）1月22日 |

正 誤

令和6年（2024年）1月12日熊本県告示第28号（熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-------------|---|-----------|-----------|-------|--|--------|-------------|------|----|-----|-----|--|--|--|-------|-------|----|--|
| ページ | 正誤 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | 正 | <p>別記様式2</p> <p style="text-align: center;">基本情報等変更報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 〒 - TEL</p> <p style="text-align: right;">氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2第2項の規定により、下記のとおり基本情報等について変更が生じたので報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">許可番号及び年月日</td> <td style="width: 70%;">第 号 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>薬局の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬局の所在地</td> <td>〒 - TEL - -</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変更内容</td> <td style="text-align: center;">事項</td> <td style="text-align: center;">変更前</td> <td style="text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> | 許可番号及び年月日 | 第 号 年 月 日 | 薬局の名称 | | 薬局の所在地 | 〒 - TEL - - | 変更内容 | 事項 | 変更前 | 変更後 | | | | 変更年月日 | 年 月 日 | 備考 | |
| 許可番号及び年月日 | 第 号 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 薬局の名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 薬局の所在地 | 〒 - TEL - - | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 変更内容 | 事項 | 変更前 | 変更後 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 変更年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

誤

別記様式2

基本情報等変更報告書

年 月 日

熊本県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
〒 - TEL

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2第2項の規定により、下記のとおり基本情報等について変更が生じたので報告します。

| | | | |
|-----------|-------------|-------|-----|
| 許可番号及び年月日 | 第 号 年 月 日 | | |
| 薬局の名称 | | | |
| 薬局の所在地 | 〒 - TEL - - | | |
| 変更内容 | 事項 | 変更前 | 変更後 |
| | | | |
| 変更年月日 | | 年 月 日 | |
| 備考 | | | |

熊本県知事 様

| | | | | | | | | |
|--------------------|-------------|--------------|---------------|-----------------|-----|--------------|-------|----|
| 決裁区 | 課長 | 文書分類 | 分類記号 | 006-004-001-001 | 主題名 | 届出又は報告に関する文書 | 保存期限 | 3年 |
| 本届書について、受理してよろしいか。 | | | | | | 起案 | 年 月 日 | |
| 課長 (所長) | 審議員 (次長) | 薬事班長 (次長) | 監視班班長 (課長) | 主幹 | 起案者 | 課 員 | | |
| | | | | | | | | |
| 受付日付印 | | 決裁日付印 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 衛生総合情報システム受付番号 | | | | | | | | |